

神戸市 AI の活用等に関する有識者会議

日時:令和6年1月12日(金)9:00~

場所:1号館 11階デジタル戦略部研修室

議事次第

1. 開会

- ・今後のスケジュール

2. 議事

- ・パブリックコメント 資料1
- ・第1回意見に対する神戸市の考え方 資料2
- ・AI 事業者ガイドライン案に対する神戸市の考え方 資料3

《参考資料》

- 神戸市 AI の活用等に関する有識者会議 委員名簿 参考1
- リスクアセスメント(チェックシート) 参考2
- AI 事業者ガイドライン案 概要 参考3
- AI 事業者ガイドライン案 参考4

3. 閉会

○ 今後のスケジュール

有識者会議後

	R5.11			R5.12			R6.1			R6.2			R6.3			R6.4			R6.5			R6.6			R6.7					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
有識者会議																														
条例（案）の作成																														
議会審議・議決																														
基本指針の検討・作成																														

神戸市AI活用アドバイザー

1. 有識者会議について

- ・有識者会議としての会議開催は本日で終了
- ・基本指針・リスクアセスメントの項目を策定するために、必要な内容は各委員に対して個別にヒアリング等を実施

2. 基本指針の検討

- ・条例議決後（R6年4月）、引き続きAI活用アドバイザーの就任にご承諾いただける場合は、来年度、基本指針についてご意見を聴取する予定

1. 意見募集結果

案件名	(仮称)神戸市における AI の活用等に関する条例(案)について
意見数	1 件

2. 概要

(1) 提出者

市内の AI 関連技術の研究開発を行っている企業

(2) 内容

AI 活用の基本的な方針を決定いただくにあたり、AI 関連技術の研究開発を行っている民間企業の立場からコメントを申し上げさせていただきます。

- リスク・懸念については神戸市に限らず国政・県政・市政を問わず公共セクターにとってほぼ共通の内容でもあり、特に我々が申し上げることはありませんが一方でメリット・目的については「神戸市立学校において AI の活用」を除いて「市政業務の効率化」という一般的な表現のみに当資料では留まっている点が気になりました。
- 背景として、従来の ICT 技術は「効率化を通じた生産性の向上」がその導入効果と言えましたが、AI 技術の価値はこれらとは異なり「効率化」だけではなく、「業務遂行能力の向上」など「人的資本ストックの拡大」に資する効果なども視野に入れて新たな効果を探索していくことが重要でないかと考える次第です。
- とはいえ、「人的資本」に資する効果など、無形のものを評価するのは容易ではなく、基本的な方針決定されるにあたって言及するのは簡単ではありませんが、市役所内で検討される「AI 技術適用プラン」を可能な限り公開いただき民間企業側と協働のもとで、さらなるアイデアを生み出していく機会として捉えていただければ嬉しく存じます。

最後に細かな点ですが

- 「対象は神戸市及び市の業務を請負・受託する事業者」と記述されていますが、一方で目的の①の記述が市政の業務遂行に限らない漠然とした表現のように受け取りました。この 30 年間を通じて、経済社会の中心的課題は、工業社会から知識社会への移行であると考えますが、神戸市が「市政業務における AI 活用」に積極的に取り組まれていることに注目しており、「AI の社会適用」について闊達な議論をリードいただければと願っております。

「基本理念」に対する意見

「基本理念」の反映状況

3. 基本理念について

- ・基本理念として掲げる内容に不備がないか

No.1 意見	目的について、生物多様性や人工的な道路・施設の資産の保全なども対象として良いのではないか
市の見解	・条例（案）に反映予定 基本理念に「持続可能な社会実現」と記載があり、「生物多様性」「資産の保全」などを含むものとして位置付ける。「（1）目的」としてではなく、リスクアセスメントの対象として反映を検討

No.2 意見	・バイアスは一定存在するものと認識し、バイアスが悪い影響を与えないようにすること求めていくことが必要ではないか
市の見解	・条例（案）に反映予定 基本理念を修正

No.3 意見	・アカウントビリティの観点が必要 ・説明責任や透明性だけでなく、責任の所在や誰が責任をとるのかというのを示すことが重要
市の見解	・条例（案）に反映予定 基本理念に追加

No.4 意見	・既存サービスを導入もしくは、システム開発など業務によって様々だが、それぞれのケースで責任分界点を明確にすることが重要
市の見解	・条例（案）に反映予定 基本理念に追加

パブリック コメント	【AI 関連技術の研究開発を行っている民間企業の意見】 ・AI の技術価値は効率化だけでなく、「業務遂行能力の向上」など、「人的ストックの拡大」に資する効果なども視野に入れて新たな効果を模索していくことが重要 ・一方、人的資本に資する効果を評価するのは難しいため、市内部で検討する情報を可能な限り公開し、民間企業と協働のもと、さらなるアイデアを生み出してほしい
市の見解	・基本指針（案）に、「AI の積極的活用による市民サービスの向上」を記載しているが、伝わりやすい表現の工夫を検討する ・なお、民間企業との協働については、「基本指針（案）③市民及び事業者が AI を効果的に活用するための施策」の一つとして対応を検討する

 : 条例に記載

(3)基本理念

市が AI 活用に関する施策を行う際の基本理念は次のとおりです。

- ①基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術として AI を活用すること
- ②個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、**持続可能な社会**を実現するために AI を積極的に活用すること No.1 「生物多様性」「資産の保全」を含むものと位置づけ
- ③プライバシー及び安全性に十分配慮して AI を活用すること
- ④AI の活用によって人間が不当な差別を受けることのないよう **社会に潜在的に存在するバイアスにも留意して** 公平性を最大限確保するとともに、AI の判断についての透明性に留意して活用すること (No.2)
- ⑤AI が市民の権利利益に影響を与える可能性を認識し、その活用についての責任の所在を明確にすること (No.3) (No.4)
- ⑥議会に対する説明に当たっては、AI による判断に委ねてはならず、議会における議論の重大性を踏まえ、AI を効果的に活用しながらも、説明する者が自ら責任を負って説明を行うこと
- ⑦AI に関する高いリテラシーを持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者が AI の効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること

「基本指針」に対する意見

「リスクアセスメント」に対する意見②

4. 基本指針について

- ・基本指針として掲げる内容に不備がないか

■ : 条例に記載
□ : 基本指針に記載

No.4 意見	ハルシネーション（嘘）やドリフト（間違い）があるという AI の弱点を受け止めて運用すること
市の見解	・基本指針（案）に反映を検討 ①AI 活用に関する基本的な事項で記載

No.2 (再掲)	・バイアスは一定存在するものと認識し、バイアスが悪い影響を与えないようにすること求めていくことが必要ではないか
市の見解	・基本指針（案）に反映を検討 ①AI 活用に関する基本的な事項で記載

No.6 意見	・「データの影響範囲」の項目について、計画策定に AI を活用し、その判定結果の検証が長期にわたるような場合、長いスパンで結果のフォローが必要となる
市の見解	・基本指針（案）に反映を検討 ①AI 活用に関する基本的な事項で記載 リスクアセスメントを実施すべきタイミングを定める（Ex.導入前、AI の種類（追加学習の有無、ディープラーニングの有無）により導入後も継続的なチェックを行う

No.7 意見	・AI の種類や提供事業者により、学習データの取り扱いや利用規約も大きく異なる。新しい技術の導入など、利用規約も変わり続けるため、継続的にチェックする体制が必要になる
市の見解	・基本指針（案）に反映を検討 ①AI 活用に関する基本的な事項で記載

No.18 (再掲)	・導入時だけでなく、導入後も定期的に安全性のチェックを行うことを求めてもよいのではないか
市の見解	・基本指針（案）に反映を検討 ①AI 活用に関する基本的な事項で記載 リスクアセスメントを実施すべきタイミングを定める（Ex.導入前、AI の種類（追加学習の有無、ディープラーニングの有無）により導入後も継続的なチェックを行う

(4)基本指針

市は AI 活用に関する施策を行うために次のことを内容とする基本指針を定めます。

①市における AI 活用に関する基本的な事項

- ・AI の積極的活用による市民サービスの向上・行政事務の効率化
- ・嘘や間違いが存在する AI の弱点を受け止めて運用すること (No.4)
- ・差別や偏見につながるバイアスが発生するリスクを低減すること (No.5)
- ・差別や偏見につながるバイアスが発生するリスクを認識し、対応すること (No.5)
- ・AI に使われている学習データ、利用規約については、定期的に確認を行うこと (No.6) (No.7) (No.18)
- ・AI が必ずしも完全でないことを前提に、AI に過度な依存をせず、共存しつつ、活用方法について継続的な改善を図ること (No.8)

②市における AI 活用の際のリスクアセスメント

ア リスクアセスメントを実施する処分その他の行為（以下「処分等」という。）の範囲
イ リスクアセスメントの項目、手法その他のリスクアセスメントの実施に関する基本的な事項

③市民及び事業者が AI を効果的に活用するための施策

- ・ユースケースの事例研究をはじめ、効果的な活用が実践できる取り組みを行うこと (No.9)

④神戸市立学校の学校教育における、AI を適正に活用するための教育

⑤市の業務を請負・受託する事業者が AI 活用の際に市に同意を得なければならない範囲

⑥その他、本市における AI の活用等に関し必要な事項

- ・市が自ら AI を開発する際には、国のガイドライン等に従い、適切に対応すること (No.10)
(なお、データ提供については既存法令で対応を想定)